

【別紙 1】人事評価制度再構築支援委託業務仕様書

1. 業務名称

人事評価制度再構築支援委託業務

2. 業務の目的

本業務は、人事評価制度に精通した専門業者の支援を受け、課題を抽出・分析し、評価結果を適切に人事管理や人材育成、組織力の向上などに利用できる、透明性・公平性を備えた人事評価制度に再構築することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 対象となる職員

全職員（正規職員、再任用職員、会計年度任用職員）

5. 打合せ及び記録作成

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は企業団と業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等の打合せを行い、その内容については受託者がその都度記録を作成すること。

6. 資料の管理

受託者は、本業務において貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難の事故のないよう取扱い、使用後は速やかに返却すること。

その他本業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任において収集すること。

7. 成果品検査

受託者は、本業務完了後、成果品について検査を受けるものとし、本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

8. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）については、当企業団へ帰属するものとし、受託者は企業団の許可なく成果品などを第三者に公表または貸与してはならない。

9. 業務内容

本業務を実施するため、(1) 再構築の基本的な考え方を基に、(2) に示す業務内容を行うものとする。なお、業務内容は、企業団の人事評価制度の再構築を行うにあたり現段階で必要と思われる事項を示したものであり、企業団と受託者で協議し決定するものとする。

る。

(1) 再構築の基本的な考え方

- ・ 職員の意見を聴取し、これを踏まえた制度であること
- ・ 管理監督者の意識や職員の資質向上を図る制度であること
- ・ 職員の貢献度が適切に反映される評価であること
- ・ 職員に分かりやすい制度であること
- ・ 運用面において、職員に過度な負担とならないこと

(2) 業務内容

①人材育成基本方針の改訂

令和 5 年 12 月 22 日付総務省発出「人材育成・確保基本方針策定指針」を踏まえた、春日那珂川水道企業団人材育成基本方針の改訂

②人事評価制度の再構築

既存の制度の課題の抽出や見直しの検討を行い、人事管理や人材育成、組織力の向上等に反映できる人事評価制度の再構築

③評価結果の処遇反映

評価結果の昇給や昇格への反映について、シミュレーション等の実施に基づく具体的な提案(※現行制度に基づく反映を含む)

10. 成果品

(1) 業務報告書 1 式

(2) その他作成資料 1 式

なお、特に指定があるものを除き、Microsoft Office Word、Excel 又は Power Point で閲覧できる電子データとすること。

11. 委託料の支払

委託業務の完了を確認した後、請求書を受理したときは、請求があった日から起算して 30 日以内に一括して委託料を支払うものとする。

12. 業務の実施に関する事項

受託者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、企業団と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、企業団に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により報告し、承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに企業団と協議を行い、指示を仰ぐこと。

13. 特記事項

- (1) 本業務の成果品については、第三者が従前から権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者の一切の責任において処理するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (3) 受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万一事故が発生した場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者が速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る費用は受託者が負担するものとする。
- (5) 受託者は、当該業務実施にあたっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

14. 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定し、誠意を持って対応するものとする。